



# 宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園

## 移行等に関する基本計画

令和6年2月

宜野湾市

## [ 目 次 ]

<b>はじめに</b>	<b>2</b>
<b>第1章 基本計画の概要</b>	<b>3</b>
(1) 基本計画の目的	3
(2) 計画の位置づけ	3
(3) 策定体制	4
<b>第2章 市立幼稚園・保育所の現状と課題</b>	<b>5</b>
(1) 教育・保育施設等の配置・利用状況	5
(2) 保育施設等の現況	6
(3) 市立保育所の課題	7
(4) 市立幼稚園の現況	8
(5) 市立幼稚園に対する保護者ニーズの把握	9
(6) 市立幼稚園の課題	10
(7) 市立幼稚園と市立保育所の課題への対応と方向性	10
<b>第3章 認定こども園の整備に関する検討</b>	<b>11</b>
(1) 認定こども園とは	11
(2) 比較表（幼稚園、保育所、認定こども園の違い）	11
(3) 市立幼稚園を認定こども園に移行する考え方	13
<b>第4章 市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等基本計画</b>	<b>14</b>
(1) 基本方針	14
(2) 具体的な整備、運営等に関する方針	14
(3) 移行に伴い実施するその他の方針	15
(4) 移行計画	16
<b>第5章 基本計画の推進体制</b>	<b>18</b>
(1) 保護者等への取組周知	18
(2) 教育・保育の質の確保	18
(3) 保幼小の連携体制の強化	18
(4) 幼児教育・保育に関する支援体制の強化	18
(5) 施設整備等	19
(6) 保育教諭等の確保施策の推進	19
(7) 基本計画の見直し	19

## はじめに

国の子育て支援策は、少子高齢化の進行や核家族化により子育てに関わる環境、意識が大きく変化する中、女性の仕事と子育ての両立支援からスタートし、働き方の見直し、ワークライフバランスの改善、男性の育休取得促進、そしてすべてのこども・子育て家庭を社会全体で支えるための支援へと発展してきました。国全体でこどもを産み育てやすい社会と、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすること（「こどもまんなか社会」）を目指す中で、「子ども・子育て支援新制度」の施行と、「こども基本法」が制定されました。

平成 27 年 4 月にはじまった「子ども・子育て支援新制度」では、既存の幼稚園や保育所だけでなく、保護者の就労形態等に関わらずこどもが通うことができる、教育と保育が一体化した施設を加えることにより、保護者の選択肢を広げ多様化する保育ニーズに対応し、こどもを安心して生み育てられる環境づくりとして「幼保一元化」した「認定こども園」の取り組みが進められてきました。

待機児童の解消が喫緊の課題である本市においても、認可保育施設及び地域型保育施設の新設や、認可保育施設の認定こども園への移行による定員増などで、保育ニーズの受け皿を大幅に拡充し待機児童解消に努めてきました。一方で心身の発達において障がい等を有するなど特別な配慮を要する児童（以下「支援児」という。）の保育ニーズは年々増加しており、保育ニーズの多様化と保育をめぐる環境の変化に対応するためには、市立保育所と私立認可保育園等がこれまで以上に連携しながら、こどもにとって最適な保育環境を提供できるよう保育の質の向上を目指すことが重要となります。

また小学校に併設されている市立幼稚園では、就学前の幼児教育における複数年保育について 5 歳児と 4 歳児の受け入れを全園で実施しています。近年では、在園児数が逡減しており、その要因として考えられる給食提供の体制が不十分であることと、開園時間の延長や土曜保育、新年度開始時期の預かり保育の実施が求められていることなど、幼稚園に対する更なる保育ニーズへの対応が課題となっています。

教育・保育ニーズが多様化する中、本市においても、幼稚園・保育所といった既存の枠組みにとらわれない柔軟な対応が求められており、「幼保連携型認定こども園」の導入に積極的に取り組んでいく必要があります。その基本的な方向を示すため本計画を策定いたしました。

# 第1章 基本計画の概要

## (1) 基本計画の目的

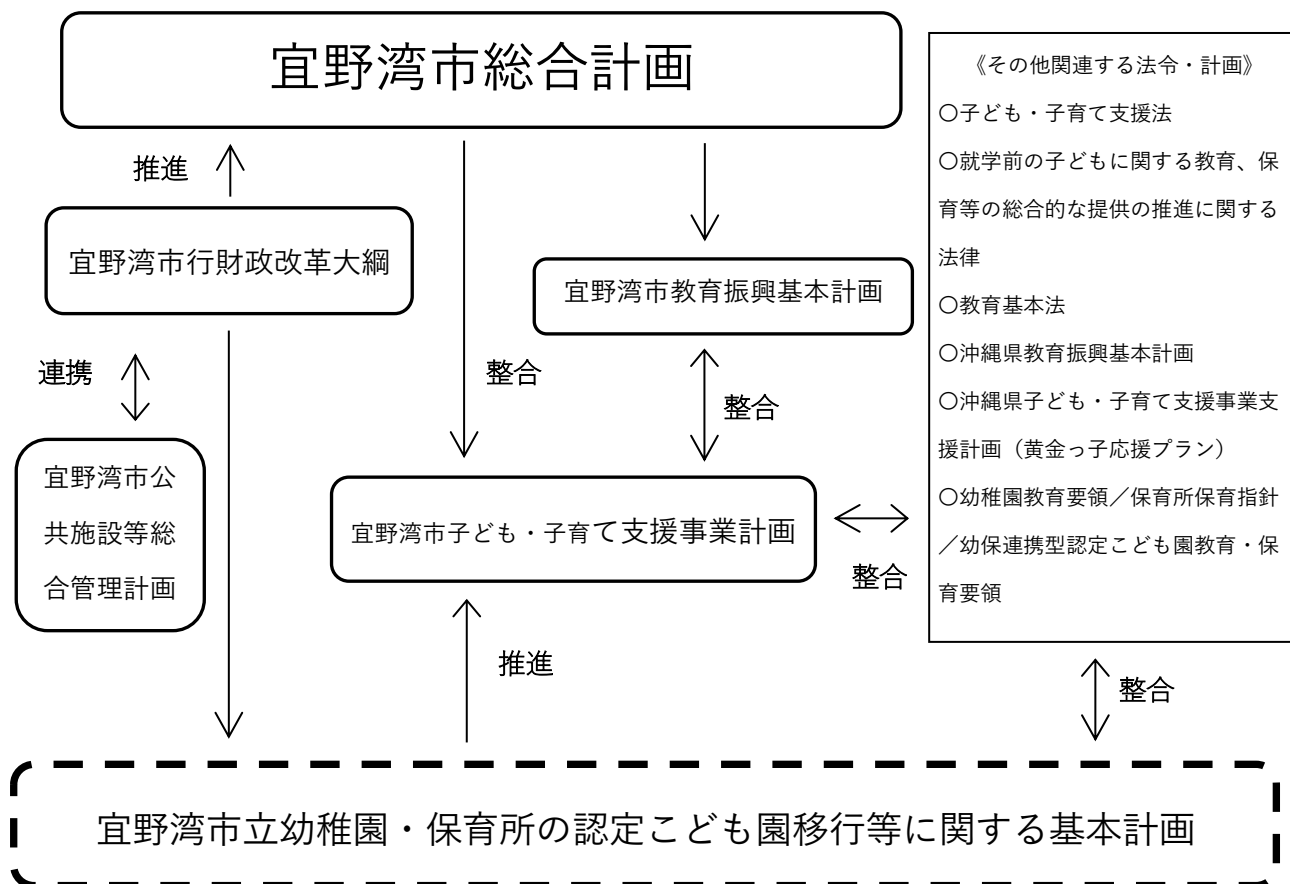
本市の未来を担うこどもたちの健全な成長を支援するため、幼児期の教育・保育の総合的な提供と質的改善及び向上を図る目的として以下の事項を重視します。

- ① 教育資源を最大限活用した3歳児から5歳児までの受入れ
- ② 子育て家庭が求める教育・保育機能を強化し、安全・安定した施設環境を提供
- ③ 地域の子育て支援機能の充実を図り対応できる施設・支援体制の強化

これらの取り組みを推進していくため、市立幼稚園を教育・保育の機能が兼ね備えられた「認定こども園」へ移行していくことを本計画の目的とします。

## (2) 計画の位置づけ

本計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「宜野湾市総合計画」や「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」、「宜野湾市教育振興基本計画」、「宜野湾市行財政改革大綱」等と整合を図るものとします。



### (3) 策定体制

---

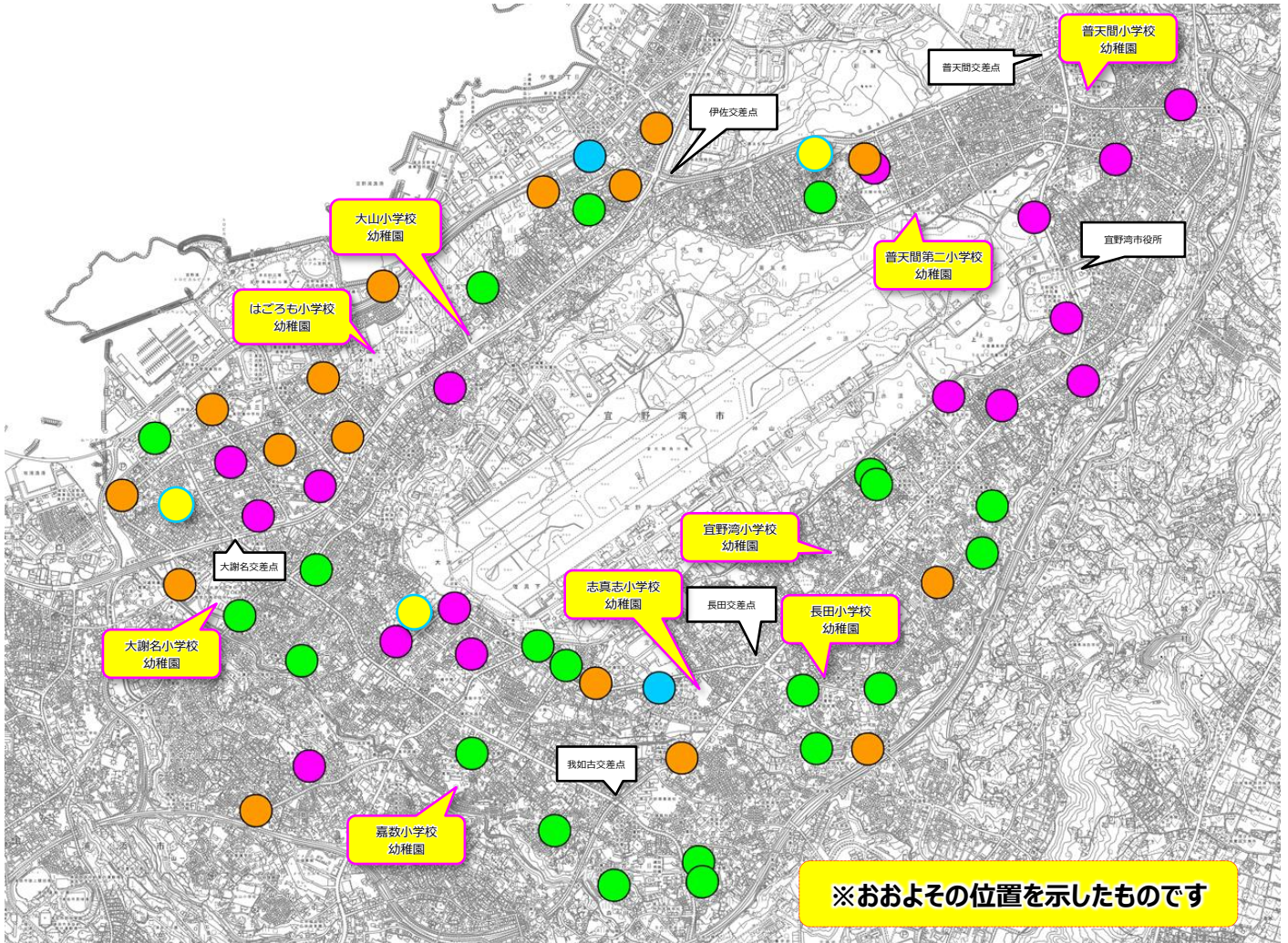
「宜野湾市行財政改革・集中改革方針 2019」において、「公立保育所・幼稚園の民営化及び認定こども園への移行検討」が検討項目とされたため、令和元年 11 月に宜野湾市行財政改革推進本部の下部組織として「公立保育所・幼稚園の今後のあり方に関する専門部会」（以下「専門部会」という。）を立ち上げて検討を開始しました。

検討にあたっては、先行的に市立幼稚園の認定こども園移行を実施した近隣市町村へ調査を行うとともに、現場に携わる保育所・幼稚園職員への説明も含め、専門部会において様々な検討・議論を重ね、「宜野湾市子ども・子育て会議」や「宜野湾市教育委員会」による審議、意見交換等を経て、令和 6 年 2 月に本計画を策定いたしました。



## 第2章 市立幼稚園・保育所の現状と課題

### (1) 教育保育施設等の配置・利用状況



私立保育園 21 か所

私立認定こども園 16 か所

市立幼稚園 9 か所

私立幼稚園 3 か所

市立保育所 2 か所

地域型 16 か所

図面配置なし  
認可外保育施設 32 か所  
※居宅訪問型を除く

**合計 99 か所**

※うち 7 か所は分園

資料：こども政策課・子育て支援課（令和5年4月1日時点）

【教育・保育施設等利用状況】

単位：（上段）人・（下段）%

就学前児童数		保育施設等						教育施設（幼稚園）			その他	
年齢	人数	市立	認可	認可	地域	認可外	計	市立	私立	計	広域入所	家庭保育等
0歳児	1,017	5	155	141	54	21	376	0	0	0	5	636
	15.6%	0.5%	15.2%	13.9%	5.3%	2.1%	36.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	62.5%
1歳児	1,074	19	265	283	107	131	805	0	0	0	13	256
	16.5%	1.8%	24.7%	26.4%	10.0%	12.2%	74.9%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	23.8%
2歳児	1,135	40	305	315	107	150	917	0	0	0	24	194
	17.4%	3.5%	26.9%	27.8%	9.4%	13.2%	80.8%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	17.1%
3歳児	1,076	43	347	393	0	79	862	0	39	39	45	130
	16.5%	4.0%	32.2%	36.5%	0.0%	7.3%	80.1%	0.0%	3.6%	3.6%	4.2%	12.1%
4歳児	1,075	40	311	367	0	68	786	104	54	158	61	70
	16.5%	3.7%	28.9%	34.1%	0.0%	6.3%	73.1%	9.7%	5.0%	14.7%	5.7%	6.5%
5歳児	1,138	24	286	308	0	44	662	311	52	363	61	52
	17.5%	2.1%	25.1%	27.1%	0.0%	3.9%	58.2%	27.3%	4.6%	31.9%	5.4%	4.6%
計	6,515	171	1,669	1,807	268	493	4,408	415	145	560	209	1,338
	100.0%	2.6%	25.6%	27.7%	4.1%	7.6%	67.7%	6.4%	2.2%	8.6%	3.2%	20.5%

資料：指導課・子育て支援課（令和5年4月1日時点）

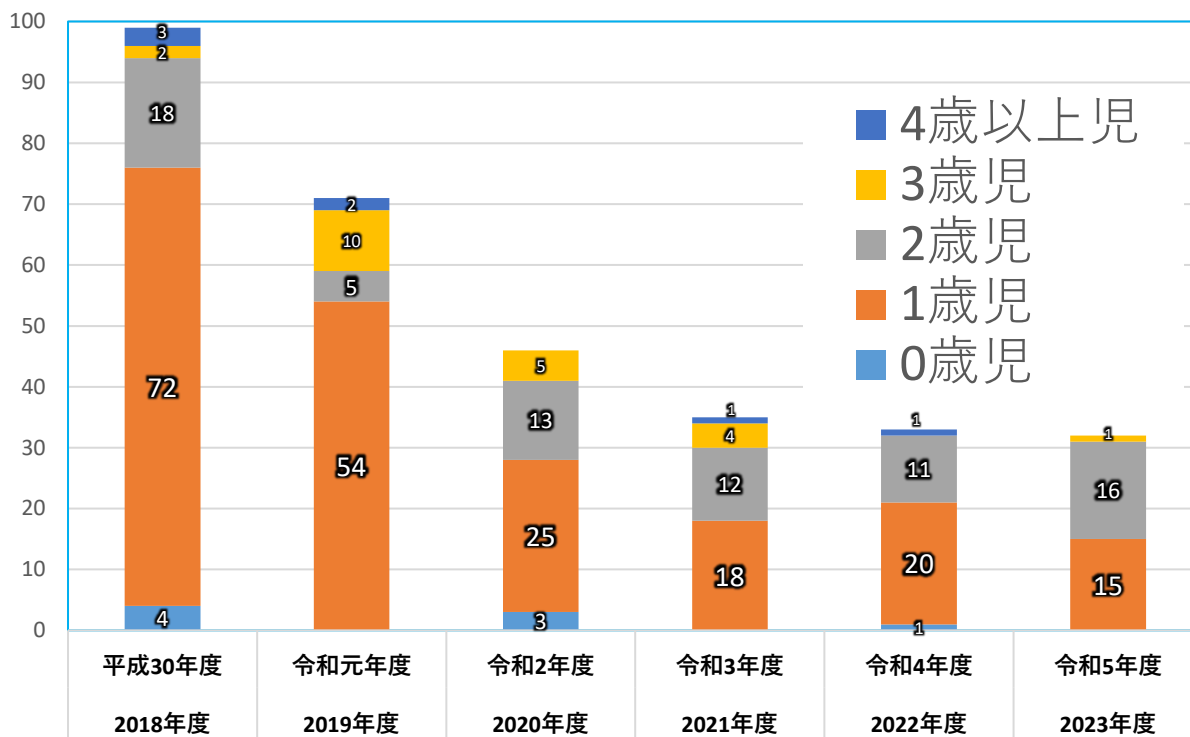
(2) 保育施設等の現況

【校区内認可保育園等の定員数と校区児童数】

単位：（児童数・定員）人・（施設）か所

中学校区	小学校区	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児		総合計	3号	2号	1号	施設数（計）			
					2号	1号	2号	1号	2号	1号		0~2歳児	3~5歳児	保育園	認可園	地域型		
普天間中学校区	普天間	定員数	33	48	50	39	9	39	9	39	9	275	131	117	27	3		
		校区児童数	81	94	94	71		87		86		513	269	244		0	3	0
	普天間第二	定員数	29	43	50	47	5	44	5	31	5	259	122	122	15	3		
		校区児童数	78	93	74	99		84		92		520	245	275		1	1	1
真志喜中学校区	大山	定員数	50	91	99	99	5	91	5	79	5	524	240	269	15	7		
		校区児童数	98	105	117	105		94		110		629	320	309		3	1	3
	はごろも	定員数	67	89	94	61	15	57	15	47	15	460	250	165	45	8		
		校区児童数	123	131	154	129		142		161		840	408	432		0	3	5
	大謝名	定員数	56	97	98	78	0	94	0	15	0	438	251	187	0	7		
		校区児童数	81	81	86	93		85		107		533	248	285		4	1	2
嘉数中学校区	嘉数	定員数	93	120	134	166	16	166	12	138	8	853	347	470	36	6		
		校区児童数	155	157	157	167		170		166		972	469	503		2	3	1
	志真志	定員数	63	102	116	104	0	105	0	83	0	573	281	292	0	8		
		校区児童数	182	182	194	167		168		158		1051	558	493		6	0	2
宜野湾中学校区	長田	定員数	43	50	53	53	0	72	0	18	0	289	146	143	0	4		
		校区児童数	98	116	117	109		106		120		666	331	335		3	0	1
	宜野湾	定員数	62	98	114	114	4	106	5	85	9	597	274	305	18	9		
		校区児童数	121	115	142	136		139		138		791	378	413		4	4	1
計	定員数	496	738	808	761	54	774	51	535	51	4,268	2,042	2,070	156	55			
	校区児童数	1,017	1,074	1,135	1,076		1,075		1,138		6,515	3,226	3,289		23	16	16	

資料：子ども政策課・子育て支援課（令和5年4月1日時点）



年度西暦	年度和暦	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	総計
2018年度	平成30年度	4	72	18	2	3	99
2019年度	令和元年度	0	54	5	10	2	71
2020年度	令和2年度	3	25	13	5	0	46
2021年度	令和3年度	0	18	12	4	1	35
2022年度	令和4年度	1	20	11	0	1	33
2023年度	令和5年度	0	15	16	1	0	32

資料：こども政策課・子育て支援課（令和5年4月1日時点）

待機児童数は、年々減少しており改善が見られます。しかし、未だ潜在的な待機児童数は数多く顕在し、その年齢の大半が1歳児、2歳児となっています。要因として施設が保育士不足により児童の受入れを制限していることや、保育士の加配が必要な支援児の増加により、更なる保育士の配置が必要となっている現状があります。

### (3) 市立保育所の課題

市立保育所においても、慢性的な人員不足により定員数の児童を受入れできない状況がここ数年続いています。また、市立保育所の土曜保育実施状況は、午後2時までとなっており、利用者からは土曜保育の利用時間の拡充が求められています。今後、私立認可保育園等の保育時間（午後6時）と同様に実施する必要があります。



平成元年に開所したうなばら保育所は建設から30年余りが経過し、空調をはじめ修繕が必要な箇所が増えてきていることから、将来的な保育施設維持が難しくなっており、これまでも施設のあり方について議論が行われてきました。また、自治体の責務とされた医療的ケア児の受入れ体制について、うなばら保育所の施設機能は不十分であり、バリアフリーが整った施設での受け入れが必要となっています。

#### (4) 市立幼稚園の現況

##### ① 在園児の推移

市立幼稚園は市内9小学校に併設されており、全園で2年保育（4歳児・5歳児）を実施しています。利用状況を見ると児童数は逡減しており、特に4歳児の利用が伸びない傾向にあります。また、使用する教室数についても、部屋数が多い幼稚園においては恒常的に空き教室が発生しています。利用児童数とは対照的に支援児の人数は年々増加しています。

【在園児数（支援児含む）及び預かり利用状況推移】

単位：人

区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4歳児	143	118	94	113	108	104
5歳児	469	414	386	354	363	311
在園児数計	612	532	480	467	471	415
利用数/教室数	37/39	33/39	33/39	32/39	33/39	31/39
預かり保育利用人数	252	249	390	425	387	300
支援児数	47	37	41	41	41	53

資料：指導課・子育て支援課（各年4月1日時点）

##### ② 市立幼稚園の施設別在園児数と人員体制（令和5年度）

市立幼稚園9園の職員体制を見ると、副園長9名、学級担任16名と研修・育休職員等6名の計31名が正規職員として、会計年度任用職員の配置状況は学級担任11名、預かり担当26名、特別支援教育担当25名、他育休職員の1名計63名となっており、全園における正規職員率は約3割と非常に低い状況となっています。また、預かり保育や特別支援教育など、必要な人員が配置できない状況があることから、早急に人材を確保する必要があります。

【施設別児童数・職員配置状況】

単位：人

幼稚園名	利用児童数 (預かり保育)	正規職員		会計年度任用職員				計 (会計職)
		副園長	学級 担任	学級 担任	預かり 担当	預かり 短時間	特別支援 教育担当	
普天間	28 (22)	1	2	0	1	2	2	8 (5)
普天間第二	30 (23)	1	1	1	1	2	2	8 (6)
大山	38 (27)	1	1	1	2	1	3	9 (7)
はごろも	79 (64)	1	3	1	2	1	4	12 (8)
大謝名	44 (33)	1	3	0	2	1	4	11 (7)
嘉数	54 (41)	1	2	3	1	1	3	11 (8)
志真志	57 (41)	1	2	2	2	1	2	10 (7)
長田	38 (23)	1	1	2	1	2	2	9 (7)
宜野湾	47 (26)	1	1	1	1	2	3	9 (7)
小計	415 (300)	9	16	11	13	13	25	87 (62)
研修・育休等	—	6		1				7 (1)
合計	415 (300)	31		63				94 (63)

資料：指導課（令和5年4月1日時点）

(5) 市立幼稚園に対する保護者ニーズの把握

市立幼稚園に対する保護者ニーズについては、第2期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画の策定時に実施した「第二期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査（平成31年3月）」結果と、市立幼稚園在園児の保護者から教育委員会に寄せられるご意見等において、小学校に隣接した幼稚園をより利用しやすい施設環境に改善を求める要望・意見等が確認されています。

① 全ての児童へ給食を毎日提供

現在の市立幼稚園では週2回の弁当日と、弁当日以外の日で希望する児童へ外部搬入による給食を提供していますが、全ての利用日で給食提供を希望する意見があります。

② 開園時間の延長と土曜日の預かり保育の実施

開園時間が午前8時15分となっていることについて、就業している保護者からは利用しづらいとの意見があり、また土曜日の預かり保育（延長保育含む。）の実施を希望する意見もあります。

③ 長期休業期間（特に春休み期間）の預かり保育の実施

現在、夏季休業期間の受け入れは実施していますが、学年末休業（3月下旬から4月上旬の春休み）期間の受け入れについては、多くの保護者から預け先を探すのが苦勞するので実施して欲しいとの意見があります。

#### ④ 3年保育の実施（3歳児の受け入れ）

市立幼稚園における3年保育の実施について、保護者の利用施設の選択肢を広げるため、現在の2年保育（4歳児・5歳児）に加え、3歳児からの受け入れを希望する意見があります。

このような意見から、本市における教育・保育施設の利用動向や子育て家庭のニーズ等を踏まえると、子育て家庭においては「教育」に加え「保育」環境の充実を求めていることがわかります。

#### (6) 市立幼稚園の課題

---

市立幼稚園では、これまでも保護者からの保育ニーズに対応し保育サービスの拡充に努めてきましたが、就労形態や家庭環境等の変化による保育ニーズの多様化により、子育て家庭が求める保育環境へ対応ができていない現状があります。また、職員の欠員による園児の安全確保の課題とともに人員確保にも苦慮しており、教育・保育の質の低下などが懸念されています。幼稚園施設として安全・安心な教育環境を提供するためにも、これら要望や課題に早急に対応する必要がありますが、財政支出を検討するうえで、従来のように幼稚園のまま保育機能を強化・拡充していくことは困難であり、非常に難しい状況にあるといえます。

#### (7) 市立幼稚園と市立保育所の課題への対応と方向性

---

うなばら保育所の空調設備老朽化問題は、保育所運営にかかる喫緊の課題であったことから、施設の建替えも含めた複数の案について、コスト面や機能面など様々な角度から検証し、課題の解消に向け議論を重ねてきました。

しかし、近年の保育ニーズの多様化で子育て支援施設には従来の教育・保育の場であることに加え、医療的ケア児等の支援など社会的ニーズに柔軟に対応していくことが求められていることから、うなばら保育所の施設面も含めた課題解消と将来的な保育環境への対応を早急に行うため、はごろも幼稚園にうなばら保育所機能を統合し、施設については閉鎖する方向性で検討を進めることとしました。

一方、市立幼稚園でも就労形態や家庭環境等の変化による保育ニーズの多様化により、教育・保育環境を充実する対応が求められています。保育機能の充実が求められる中、「幼児教育の充実」を推進するためには、就学前教育施設である幼稚園において、3歳児から5歳児までを受け入れ、連続した教育環境を提供していくことも重要となっています。さらに、就園率の低下による施設の空き教室についても課題となっており、これらの課題に対応するため人員・財源を確保・補充していくには限られた行政経営資源（組織・資産・資金・情報）では困難であり、従来のように幼稚園のまま保育機能を強化・拡充することはできません。

本市では、このような状況を踏まえ、こどもたちの健やかな成長と保護者が安心して子育てできる環境を整えるため、市立幼稚園がこれまで担ってきた機能を維持・強化し、保護者の保育ニーズにも対応することができる「認定こども園」の導入に向け、具体的な検討を進めることとしました。

## 第3章 認定こども園の整備に関する検討

### (1) 認定こども園とは

---

#### ① 概要

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持った施設です。保護者が働いている、いないに関わらず受け入れることができ、就学前のこどもに教育・保育を提供できる機能と、地域における子育て支援を行う機能を有していることから県内に幅広く施設が普及しています。

#### ② 施設類型

認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）なタイプがあります。それぞれの設置主体は下記の通りとなります。

幼保連携型認定こども園・・・国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人

幼稚園型認定こども園・・・国、地方公共団体、学校法人

保育所型・地方裁量型認定こども園・・・制限なし

#### ③ 運営主体

認定こども園の運営主体には、地方公共団体が直接設置・運営を行う「公立」、民間法人等が設置・運営を行う「私立」、学校法人又は社会福祉法人が地方公共団体の指定を受け、都道府県に届け出ることによって設置・運営を行う「公私連携」の3種類があります。

※「公私連携施設」は、市と法人が、「提供すべき教育・保育の内容に関する事項」や「地域子ども・子育て支援事業の実施」などの運営内容に関する協定を締結し、その確実な実施を担保することとされています。

### (2) 比較表（幼稚園、保育所、認定こども園の違い）

---

#### ① 保育施設と幼稚園の違いについて

保育所等は、保護者の就労等により0歳児から就学前児童が通える施設です。一方、幼稚園は、保護者の就労等に関わらず3歳児（市立幼稚園は4歳児と5歳児）から就学前の児童であれば通うことが出来る施設となっています。認定こども園は、この2つの施設の良さを併せ持った新たな施設であり、教育と保育を一体的に提供します。

【施設の利用形態】

比較項目	市立保育所	市立幼稚園	幼保連携型認定こども園
受け入れる こども	0歳児～5歳児 (2号・3号認定)	4歳児～5歳児 (1号認定)  長期預かり(保育を必要 とする家庭)	0歳児～5歳児 (1号・2号・3号認定)
入園(所) 開始	4月1日	預かり:4月6日  入園:4月9日	4月1日
開園(所) 時間	標準時間 7:30～18:30  短時間保育 8:00～16:00	月、水、金 8:15～12:00  火、木 8:15～14:00  (預かり 18:30)	標準時間 7:30～18:30  短時間保育 8:00～16:00  教育時間:8:15～14:00(預か り 18:30)
延長保育	19:30	無	19:30
土曜保育	7:30～14:00	無	7:30～18:30
夏休み等の 保育	有	有(長期預かり利用者)	有
給食	有(自園調理)	無(長期預かり:週3日 外部搬入)	有  0歳児～2歳児(自園調理) 3歳児～5歳児(外部搬入可)
利用条件	保育認定を受けた者	利用条件なし	0歳児～2歳児は保育認定を受 けた者  3歳児～5歳児は利用条件なし
教育・保育 内容の基準	保育所保育指針	幼稚園教育要領	幼保連携型認定こども園教 育・保育要領



## ② 認定区分の違い（1号認定・2号認定・3号認定）

1号認定：教育標準時間認定・満3歳以上 ⇒ 認定こども園、幼稚園

2号認定：保育認定(標準時間・短時間)・満3歳以上 ⇒ 認定こども園、保育所

3号認定：保育認定(標準時間・短時間)・満3歳未満 ⇒ 認定こども園、保育所、地域型保育事業

## (3) 市立幼稚園を認定こども園に移行する考え方

---

認定こども園へ移行することで期待される効果について以下のとおり整理します。

### ① 子育て家庭が求める「教育」と「保育」の一体提供を可能とする施設

認定こども園は、幼稚園の幼児教育機能に加え、延長保育や土曜日・長期休業期間中の受け入れが可能となるなど保育機能が強化されるため、子育て家庭のニーズに十分対応することができます。また、保護者の就労の有無に関わらず利用が可能のため、仮に保護者の就労状況が変わったとしても、同一施設に通うことができます。

### ② 幼児教育の充実

これまで市立幼稚園が行ってきた2年保育に加え、3歳児の受け入れを行うことで、幼児教育環境を強化することができます。この3歳児の受け入れについては、認定こども園の取り組みを推進することで、子育て家庭の幼稚園に対する保育ニーズにも同時に対応するため、教育・保育環境両方の充実を図ることができます。

### ③ 地域型保育事業からの連携施設の確保

地域型保育事業（小規模保育施設等）は、保育ニーズの高い0歳児から2歳児までを受け入れ対象としていますが、これまで市内の当該施設から、卒園する3歳児の受け皿の確保を強く要望されてきた経緯がありその対応が必要となっています。認定こども園が3歳児の受け入れを行うことで、連携施設としての機能を確保することができ、地域型保育事業を利用する選択肢が広がります。

### ④ 地域の子育て支援を強化することが可能

認定こども園では、市内8か所に展開する地域子育て支援センター（拠点事業）のような「地域の子ども・子育て支援」の機能を備えることが必須要件となっています。このため、教育・保育施設を利用していない子育て家庭の相談や一時保育の実施、親子が集える場所と情報提供を行う園が増えることで、本市の子育て支援が強化されます。

### ⑤ 民間活力の導入により職員を集約

市立幼稚園を社会福祉法人等（公私連携）が運営する認定こども園（以下「公私連携園」という。）へ移行することで、職員の集約化が図れます。公立の認定こども園（以下「公立園」という。）では人員確保により教育・保育の質の向上が図られ、公私連携園においても、運営を継続的かつ安定的に実施できる法人と市が協定を結ぶことで質の高い教育・保育の提供が期待できます。

また、ニーズが増加している支援児や医療的ケア児の受入れ体制も「公・私」一体となって取り組むことが可能となります。

このような効果を創出できる認定こども園へ移行することで、幼稚園の現状課題に効果的に対応することができるため、「全園」を幼保連携型認定こども園に移行することを基本的な考えとし推進していきます。

## 第4章 市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等基本計画

### (1) 基本方針

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、育みたい資質・能力の基礎は、その後の学校生活や学習を支える力につながることから、教育・保育環境の充実を図ることは非常に大切です。

こどもの最善の利益を第一に考え、近年の子育て家庭における核家族化や共働き家庭の増加等といった社会情勢の変化も念頭に置き、本市における教育・保育施設の利用動向や子育て家庭のニーズ等に対応するためには、最も効果的な取り組みを展開することが重要です。

また、限られた行政経営資源（組織・資産・資金・情報）を効果的かつ効率的に活用するには、民間活力の導入を積極的に行い、職員を集約化することで公立の有用性を高め、質の高い教育・保育環境の確保・確立に努めなければなりません。

このような状況を踏まえ、市における幼児期の教育・保育環境の充実と市立幼稚園を教育・保育の両ニーズに対応できる施設とするため、すべての園を幼保連携型認定こども園へ移行します。

### (2) 具体的な整備、運営等に関する方針

#### ① うなばら保育所の閉鎖

築後30年以上経過したうなばら保育所は、施設、設備の老朽化により施設維持に伴う財源不足や、医療的ケア児の受入れなど社会的ニーズに対応した保育運営が困難なことから、令和8年3月31日をもって閉鎖いたします。うなばら保育所職員は、各公立こども園などへ集約し保育経験を活かした人材配置と人員体制を整えます。また、幼稚園から移行する認定こども園では3歳児から5歳児の受け入れとなるため、うなばら保育所で受け入れていた0歳から2歳児枠が無くなる対応として、新たな受け皿を創出する必要があります。受け皿を確保するため、地域の私立認可保育園等へ、待機児童の多い1歳児から2歳児枠拡充の協力と、新たな地域型保育事業の整備も検討しながら、地域ニーズを踏まえた受け皿整備を行ってまいります。

#### ② 市立幼稚園全園を幼保連携型認定こども園へ移行

子育て家庭の求める教育・保育への対応強化と、幼稚園の直面している課題の早期解決を図るため、市立幼稚園全園を幼保連携型認定こども園へ移行し、教育・保育の充実を図ります。

### ③ 民間活力の導入と公立園の体制強化

社会福祉法人等の民間活力を最大限取り入れながら、公私一体となって質の高い教育・保育環境の提供を図るため、中学校区に公立を1園設置し、公立園を4園、公私連携園（民営）は5園設置することを基本に計画を推進します。

### ④ 公立園の質の向上と市内施設の拠点的作用

公立園では、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づく質の高い教育・保育の実践を徹底し、これまで担ってきた「公立」としての役割を示してまいります。なお、市全体の子育て支援の充実を図るため、保育教諭職員をはじめ関係部署との連携により研修機能を充実させ、質の向上を図るための助言・相談・支援に取り組むとともに、私立認可保育園等や公私連携園において対応が難しい、緊急性のある支援が必要な児童の受け皿となるなど、全てのこどもたちにとって拠点になれる園を目指します。

## (3) 移行に伴い実施するその他の方針

---

### ① 3年保育

3年保育の実施により、こどもたちの発達や学びの連続性を保障し、長期的な見通しに基づく教育・保育の提供と、人格形成において重要な時期となる「幼児期」の教育環境の充実を図ります。なお、地域型保育事業の連携施設となるなど、保護者や地域のニーズ、施設規模等を考慮しながら、2号認定と1号認定の両方に対応していきます。

### ② 延長保育や土曜保育及び4月1日からの受け入れを実施

認定こども園への移行に伴い、認可保育所で実施している早朝の受け入れや延長保育、土曜日の保育を行います。また、これまで行ってきた預かり保育事業や夏休み等長期休業期間の受け入れについては継続し、要望の多い4月1日からの受け入れも実施いたします。

### ③ 校区（園区）について

移行した公立園・公私連携園では、小学校に併設された施設の良さを生かすため「地域のこどもを地域の学校へ」という考えのもと、小学校への円滑な接続を見据えて、各小学校区のこどもを優先的に受け入れることを基本とします。なお、入園募集の結果、定員を下回る場合は、校区外のこどもの受け入れも行います。

（この場合、隣接する小学校への就学を保障するものではありません。）

### ④ 給食の提供

食事の提供は、全ての園で国や県等が定めた各種基準に基づく衛生管理・栄養管理等を徹底したうえで、安全・安心な給食の提供を行います。なお、供給方法（外部搬入・自園調理等）については、園ごとの対応となりますが、公立園については学校給食の提供が難しいため、民間委託による外部搬入を基本とし、質の高い給食を安定して提供できるよう優れた業者の選定に努めます。

#### (4) 移行計画

---

① うなばら保育所の閉鎖

うなばら保育所は令和 8 年 3 月 31 日をもって閉鎖します。

② 移行スケジュール

市立幼稚園の認定こども園移行は、地域間の公平性を保つために時期を大きくずらすことなく移行を実施する必要があります。令和 6 年度より移行に向けた準備を開始して、令和 7 年度に 1 園、令和 8 年度から令和 10 年度にかけ 8 園の移行を順次予定しております。

【移行スケジュール】

移行計画		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
真志喜中学校	うなばら 保育所		・統合準備 【閉所】			
	はごろも 幼稚園	・移行準備等	・移行準備等	公立 認定こども園 【開園】		
	大山幼稚 園	・移行準備等 ・法人選定 ・引継保育等	公私連携 認定こども園 【開園】			
	大謝名幼 稚園		・移行準備等 ・法人選定	・移行準備等 ・引継保育等	公私連携 認定こども園 【開園】	
普天間中学校区	普天間第 二幼稚園	・移行準備等 ・法人選定	・移行準備等 ・引継保育等	公私連携 認定こども園 【開園】		
	普天間幼 稚園			・移行準備等	・移行準備等	公立 認定こども園 【開園】
嘉数中学校区	嘉数幼稚 園	・移行準備等 ・法人選定	・移行準備等 ・引継保育等	公私連携 認定こども園 【開園】		
	志真志幼 稚園		・移行準備等	・移行準備等	公立 認定こども園 【開園】	
宜野湾中学校区	長田幼稚 園		・移行準備等 ・法人選定	・移行準備等 ・引継保育等	公私連携 認定こども園 【開園】	
	宜野湾幼 稚園			・移行準備等	・移行準備等	公立 認定こども園 【開園】



## 第5章 基本計画の推進体制

### (1) 保護者等への取組周知

---

計画を進めるにあたっては、今後、幼稚園・保育施設等へ入園を希望する保護者に対し、移行計画を周知するとともに、公私連携園や公立園などの違いを含めた認定こども園制度の説明、計画の取り組み状況をホームページやSNS等を活用し情報発信に努めます。

また、公私連携園の運営法人選定後は、園の運営方針や市立幼稚園との変更点に関して適時地域へ説明会などを開催します。

### (2) 教育・保育の質の確保

---

市立幼稚園は認定こども園という新たな教育・保育施設へと変わりますが、将来を担う児童に対し、良質な教育・保育を提供することは必要不可欠であり、保育者が「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を十分理解することで、これまでの質の高い幼児教育の確保とさらに質の高い教育・保育を実践します。

公私連携園に対しては、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を理解した適切な法人選定に加え、園の運営に関する協定手続きの中でその確実な実践を義務付け、「公私一体」となって質の確保に努めます。

### (3) 保幼小の連携体制の強化

---

保幼小連携は、子どもたちが教育・保育施設から小学校教育へとスムーズに適応するために必要な取り組みです。保育士・幼稚園教諭・保育教諭・小学校教諭が、お互いの教育・保育について深く理解し、情報共有を図りながら子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを目指します。特に、市立幼稚園から移行した公立園・公私連携園においては、小学校長が兼任していた園長から専任の園長に代わることで、小学校との連携関係が弱体化することがないように、保護者、認定こども園、小学校による連絡会を設置するなど、これまで以上に綿密な体制が構築できるよう、つながりの仕組みづくりと実行を目指します。

### (4) 幼児教育・保育に関する支援体制の強化

---

市立幼稚園の認定こども園移行に伴い、市立保育所も含め公立園に集約した人材の中から幼児期の教育・保育の充実に向けた専門員を配置し、市内教育・保育施設への巡回指導や研修事業などを積極的に行える環境づくりを推進します。また公が主体となって、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」をより高い次元で実践することで、市内教育・保育施設等へ還元・波及させる拠点的作用を担うなど、支援体制の強化を図ります。

## (5) 施設整備等

---

移行する認定こども園では、基本的に現在の市立幼稚園の園舎等を活用して教育・保育の提供を行います。各施設において給食を提供するうえでの施設機能が十分でないことや、安心安全な保育を実施するための改修箇所など、必要な機能改良や修繕を行い良好で適切な施設等管理に努めます。

公私連携園に対しては、国や県などの補助金制度等を案内しながら、園環境の整備促進を図ります。

## (6) 保育教諭等の確保施策の推進

---

子育て家庭が求める教育・保育を充実して提供するためには、そこで働く保育者の確保や処遇改善を行うことも重要です。現在、本市では保育施設で働く人材の確保や処遇改善のための支援事業を実施していますが、その継続とさらなる支援についても取り組んでまいります。

## (7) 基本計画の見直し

---

本計画は、取り組みの進捗過程において適時検証等を行い、こども・子育てを取り巻く環境や保護者ニーズの変化などに対する確に対応するため、必要に応じて適宜内容の見直しを行います。

「宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本計画」

令和6年2月

作成：宜野湾市 企画部 行政経営室  
福祉推進部 こども政策課  
子育て支援課

宜野湾市 教育委員会

指導部 指導課